

## 苦小牧市スポーツ推進計画（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 平成28年3月31日 ～ 平成28年4月30日（31日間）

意見提出人数 3人

提出意見件数（項目） 3件（9項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	<p>(原文・<b>整理要約</b> 有・<b>無</b>)</p> <p>○計画の趣旨が、これまでのスポーツ都市宣言当初の枠組みや施策を継続することに終始しており、課題も他地方自治体の問題とあまり変わらない。先進的に実施している他市町村の成功事例をピックアップし、高い目標設定をするべきである。</p> <p>○スポーツ都市宣言や苦小牧市が特に推進するスポーツの問題点が他の問題点と同列に語られており、特徴的な苦小牧市のスポーツ推進策となっていない。</p> <p>○現在の施設設備活用をするのであれば、その施設で実施可能なスポーツを推進するべきである。</p> <p>○応援する側の支援は、スポーツ行う人を増やす支援を優先するべきであり、計画からは縮小されるべきである。</p>	<p>○苦小牧市スポーツ推進計画（案）内の目標設定については、市民を対象に実施した実態調査結果を元に、国のスポーツ推進計画や他自治体を参考にしながら設定しております。初回目標設定につき、課題や目標数値などは中間年度（5ヵ年）で見直しをかけていきます。</p> <p>○全ての課題について、改善していかなくなるものも捉えておりますが、「氷都とまこまい」としての施策につきましては、本計画37ページに記載しており、「競技人口の減少・底辺拡大」の課題について取り組んでいきます。</p> <p>○現スポーツ施設で実施可能な競技は引き続き推進していきますが、他競技についての可能性も模索しながら進めていくことで、様々な市民ニーズに対応していきたいと考えています。</p> <p>○今後は「する人」「観る人」「支える人」の観点から施策を進めることで、多くの市民にスポーツに携わる機会を創出していきたいと考えております。</p>	<p><b>C</b></p> <p><b>C</b></p> <p><b>D</b></p> <p><b>D</b></p>

		<p>○スポーツを行う人の増加のために、施設、人的資源の強化という方向性で計画を作ったほうがよい。</p>	<p>○スポーツを行う人の増加させていくことは、本市の目標1としても十分に捉えており、施設の改修や選手強化、指導者の育成なども推進計画内に盛り込んでいます。</p>	<b>D</b>
2	2	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>○スポーツは「遊び」の中から発展しており、大勢の人が楽しむことが大切と考える。興味から入る人、あるいはその中で1番を目指す人があってこそ、その種の遊びがスポーツとして認識されるのであり、最初からスポーツがあったわけではない。</p> <p>○スノーボードの「X - GAME」など、世界では認められている競技がまだまだ多く、ローラースケートボードについても、公道で遊ばれて困るくらいなら専用の競技場を作っても良いのではと感じる。</p>	<p>○ご提出者自身のご意見として、参考にさせていただきます。</p> <p>○ご提出者自身のご意見として、参考にさせていただきます。ローラースケートボードにつきましては、緑ヶ丘公園内に「ローラーコースター、スケートボード場」がございます。</p>	<b>D</b>
3	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>&lt;屋内ゲートボール場について&gt;</p> <p>○他のゲートボール場では無料又は100円～120円で1日使用できるものが多い。</p> <p>○また、コートについても他市町村のように人工芝にすると良い。</p>	<p>○情報提供と判断いたします。</p> <p>○屋外ゲートボール場内コートについては、平成27年度に改修いたしました。コートの人工芝化につきましては、利用者の声を聞きながら、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	<b>D</b> <b>C</b>
		<b>&lt;&lt;以下、略&gt;&gt;</b>		

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。